正会員

体は、

準会員のみとします。

る道の駅・よしおか温泉に「物産館」(仮称)がオープン

温泉施設などの有効利用を通じて、農林水産物などの 図るものです。

結成していただくものです。

\*



# 会員になるためは?

体4,000円)を納入した00円)と年会費(個人2, 入会金 近隣(町外)に住所を有する個人および団 〇〇〇円) を納入した人 (個人5, 000円、 0000 O 団 O 体 O 2 円、O, 团 O

※金額については、決定ではありませんので 〇〇円) と年会費(個人2,000円、団体4,000円) および出資金(1口30,00)) 引 目安として下さい。 〇〇〇円・・・1口以上)を納入した人

※入会金および年会費は、 ないものとします。 営資金に充てることとします。 相互の親睦および運営資金に、 入会金は運営資金などに、年会費は会員 脱会時には返却 出資金は運

# 組織に参加できる資格は

とし、組織は、正会員と準会員で構成します。 近隣(町外)に住所を有する人ならびに団体 るもの。また、その他新組織が認めたもの。】 【団体とは、1つの経理で事業を展開してい 生産または加工販売している吉岡町および



畜産物、

特産物、



平成22年4月に吉岡町漆原地内に建設を予定してい します。

この物産館は、吉岡町が設置する道の駅・ 直接販売するもので、産業振興と地域社会の活性化を そこで、 新組織に参加される人を募集し、 新組織を

# 翌月20日に会員の指定した口座に振り込み 20%とし、町外者は25%。 れぞれの手数料に5%を加算します。 ては原則30%とします。 また、保冷庫・冷蔵庫を使用するもの 精算方法は、月1回とし、その月末に締め、 販売価格の15%、

は、

そ

# 会員の物品委託販売手数

ては、 委託販売手数料は、 および精算方法 25%。なお、業者につい1%、準会員については、町内者の正会員については

# 会員が販売できる物および 販売方法

農林水産物および加工品、手工芸品など。 その制度を守ってください。 化卉、雑穀、豆類な販売できる物は、 ただし、法制度などで規定のあるものは 雑穀、豆類など)、畜産物、 農産 物 (野菜、 特産物、 果樹

列販売とします。 販売方法は、出荷者自らが生産および加工 袋詰めとします。 した産直方式を原則とし、 トレーなどは極力使用せず、 バラ積み、 平台での

庫・冷蔵庫などに指定します。 については、必要に応じ、 農林水産物および加工 陳列場所を保冷 ポリ 陳

# 申 • 込 • 方 • 法

設立準備会申込書に必要事項を記入し、 申込者は、 10月10日(金)までに役場産業建設課産業振興室 に提出してください。

## 問合せ先

役場産業建設課 ☎54-3111 (內線166) 産業振興室



